

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

				資料番号	46 - 2	担当課	建築住宅課
法令名	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	根拠条項	第13条	許認可等の内容	住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託における確認		
<p>(自ら売主となる新築住宅の売買契約の新たな締結の制限)</p> <p>第十三条 第十一条第一項の新築住宅を引き渡した宅地建物取引業者は、同項の規定による供託をし、かつ、前条第一項の規定による届出をしなければ、当該基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を締結してはならない。ただし、当該基準日後に当該基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託をし、かつ、その供託について、国土交通省令で定めるところにより、その宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の確認を受けたときは、その確認を受けた日以後においては、この限りでない。</p>							